



百紙を借覧する
 本國公使の案に對
 して承諾せられたる
 旨に有し之は既に
 代理公使の面會にて
 承知せられたる所
 故に下段の如く
 返答せしむ
 昨日ヘラルド記者ブル
 クス車訪日人歐海
 山向の談話より上
 見之氣甘之傳約
 改正既二十四年
 以後の英政府
 之官事より此問題
 二の
 即ち日本政府
 自今より千八百
 即明治二十三年
 舊條約廢止後
 議の持出日本海
 日本に居住する外國人
 尤も日本法權に服
 従すべし若し之を

伊藤博文書簡 大隈重信宛

明治22年4月18日

早稲田大学図書館蔵 / Waseda University Library

114-B007(1) -1

